

東海市物品及び役務の提供等電子調達要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業（以下「市」という。）が、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買入れ、借入れ及び売払い並びに役務の提供等に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等（一部の自治体を除く。）が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をコンピュータとインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造、販売及び買受け又は役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札手続をいう。
- (6) 紙入札 電子入札によらず書面により執行する入札をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (8) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）

に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

- (9) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、市へ入札参加資格申請を行い、資格認定後に交付される識別符号をいう。
- (10) 執行担当者 発注機関において、電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員で、東海市契約規則第2条第1項第1号で定める契約担当者をいう。
- (11) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。
- (12) 発注者 東海市及び東海市水道事業の長をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、発注者が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

- (1) 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）
- (2) 一般競争入札（入札参加資格事後審査方式）
- (3) 指名競争入札（総合評価指名競争入札を除く。）
- (4) 随意契約（オープンカウンタに限る。）

(電子入札システムを利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

- 2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

- 2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカー

ドが失効した場合又はＩＣカードを更新した場合、次に掲げる方法によりＩＣカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのＩＣカードが失効した場合

新たに取得したＩＣカードにより再度ＩＣカードの登録を行う。

(2) ＩＣカードを更新した場合

登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いてＩＣカードの更新の登録を行う。

(ＩＣカードの名義人)

第６条 ＩＣカードの名義人は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人若しくは法人の代表者（入札に関する権限を委任していない場合に限る。）又は代表者から入札に関する権限の委任を受けた者とする。

２ 電子入札参加者が、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとする等、ＩＣカードを不正に使用した場合、発注者は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録等)

第７条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第８条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（様式１）を申請期間内に発注者へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第９条 発注者は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（様式２）を電子入札システムにより送信するものとする。

２ 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

第１０条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書（様式３）

を電子入札システムにより送信するものとする。

- 2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第11条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書（第21条に規定する再入札にあつては、再入札書）を含む。以下同じ。）を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に発注者へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式4）（以下「承認願」という。）により発注者の承認を得るものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により承認願の提出があつた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

- (1) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合

- (2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合

- 3 発注者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書（様式5）により、不承認の場合は紙入札不承認通知書（様式6）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

- 4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札の承認を受けた入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

第13条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提

出場所及び提出方法については、案件ごとに発注者が指示するものとする。

- 2 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内までに電子入札システムにより、発注者へ辞退届(様式7)を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。

- 2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札の中止)

第15条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

- 2 前項の規定により、入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札日時等の変更)

第16条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時等変更通知書(様式8)を送信するものとする。

(開札)

第17条 開札は、当該入札事務に関係のない職員(以下「立会者」という。)の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 執行担当者は、紙入札がある場合、入札価格及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。
- 3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第19条 発注者は、落札者を決定した場合は、入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書(様式9)を送信するものとする。

(保留の通知)

第20条 発注者は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書(様式10)を送信するものとする。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内にないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき)は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札(電子入札システムにおいては「再入札」という。以下同じ)の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書(様式11)を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された提出場所及び提出方法により作成した入札書を、入札受付期間内に提出することにより再度入札に参加できるものとする。

4 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第22条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書(様式12)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第23条 紙入札参加者に対する第16条、第19条、第20条、第21条第2項及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第24条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合(オープンカウンタによる場合を除く。)は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公

表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第25条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

第26条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、Zip又はCab形式に限定するものとする。自己解凍形式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存に使用するファイル形式は別表のとおりとする。

4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。

5 執行担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。

6 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第27条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札

- (2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のＩＣカードを使用する等、ＩＣカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、紙入札による入札書の提出があった入札
(障害時等の対応)

第 28 条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害又はその他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

2 紙入札へ変更する場合は、執行担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式 13）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項
(その他)

第 29 条 この要領に定めのない事項は、検査管財課長が取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第26条関係）

アプリケーション名	ファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	Word2007形式以上
Excel(Microsoft Corp.)	Excel2007形式以上
その他	(1) テキストファイル (TXT*又はCSV*形式) (2) PDFファイル (Adobe Acrobatで作成したもの) (3) 画像ファイル (JPEG、TIFF又はGIF形式) (4) その他発注者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

注1 TXT形式は、Windows付属のメモ帳により開封できるものに限る。

2 CSV形式は、Microsoft Excelで開封できるものに限る。